第二表

改正後	改正前
［削る］	様式第7号　［略］
［削る］	様式第8号　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この告示は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

2　平成三十年一月一日において現に存するこの告示による改正前の様式第五号による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○文部科学省告示第百七十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

上欄		中欄		下欄			
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
専修寺御影堂	昭和三十六年文化財保護委員会告示第四十三号	・附　宮　殿　一基 ・附旧獅子口　一組	専修寺御影堂	一棟	桁行九間、梁間九間、一重、入母屋造、背面軒下一間、向拝三間、東面張出付、桁行一間、梁間一間、入母屋造、妻入、本瓦葺 附・宮殿　一基 桁行一間、梁間二間、入母屋造、千鳥破風及び軒唐破風付、木瓦葺 ・旧獅子口　一組 寛文七年	宗教法人専修寺	三重県津市一身田町二八一九番地	三重県津市一身田町
専修寺如来堂	昭和三十六年文化財保護委員会告示第四十三号	・附　宮　殿　一基 ・附如来堂御建立録　一冊 ・附御本山阿弥陀堂御上棟儀式御餝物　一枚	専修寺如来堂	一棟	桁行五間、梁間四間、一重もこし付、入母屋造、もこし背面すがる破風付葺きおろし、もこし正面向拝三間、軒唐破風付、本瓦葺 附・宮殿　一基 桁行二間、梁間一間、入母屋造、軒唐破風付、板葺 ・如来堂御建立録　一冊 ・御本山阿弥陀堂御上棟儀式御餝物　一枚	宗教法人専修寺	三重県津市一身田町二八一九番地	三重県津市一身田町

○文部科学省告示第百七十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧池田家住宅洋館	一棟	鉄筋コンクリート造、建築面積一五一・三四平方メートル、二階建、銅板葺	大仙市	秋田県大仙市大曲花園町一番一号	秋田県大仙市高梨字大嶋一番一
旧久邇宮邸（聖心女子大学） 御常御殿・小食堂 正門	二棟	木造、建築面積七一一・七五平方メートル、一部二階建、桟瓦葺 木造、一間薬医門、桟瓦葺、左右袖塀附属 附・車寄　一棟 木造、桁行四・五メートル、梁間四・五メートル、銅板葺	学校法人聖心女子学院	東京都渋谷区広尾四丁目三番一号	東京都渋谷区広尾四丁目一番地四